

輸出契約等の一方的な破棄等に係る貿易一般保険の取扱いについて・新旧対照表

新	旧	備考
輸出契約等の一方的な破棄等に係る貿易一般保険の取扱いについて 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00058 <u>沿革 令和4年6月17日 一部改正</u> 輸出契約等の相手方による輸出契約等の一方的な破棄等 <u>(ただし、貿易一般保険約款(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。)第4条第11号に該当するものを除く。以下同じ。)</u>に係る貿易一般保険については、下記のとおり取り扱う。 記	輸出契約等の一方的な破棄等に係る貿易一般保険の取扱いについて 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00058 沿革 (略) 輸出契約等の相手方 <u>(外国の政府、州政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者以外の者である場合に限る。以下同じ。)</u>による輸出契約等の一方的な破棄等に係る貿易一般保険については、下記のとおり取り扱う。 記	
(輸出契約等の一方的な破棄等に係る特約) 第1条 株式会社日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)は、輸出者、仲介貿易者又は技術提供者(以下「輸出者等」という。)が、輸出契約等の相手方による輸出契約等の一方的な破棄等によって、輸出契約等に基づいて輸出貨物を輸出又は仲介貿易貨物を販売若しくは賃貸 <u>(貨物を船積みすることをいう。ただし、船積前に貨物を輸出契約等の相手方に引き渡すべきときは、その引き渡しをすることをいう。以下同じ。)</u> することができなくなったことにより受ける損失についてのてん補を希望する場合であって、当該輸出者等からの申請により日本貿易保険が内諾書(貿易保険に係る保険契約締結	(輸出契約等の一方的な破棄等に係る特約) 第1条 株式会社日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)は、輸出者、仲介貿易者又は技術提供者(以下「輸出者等」という。)が、輸出契約等の相手方による輸出契約等の一方的な破棄等によって、輸出契約等に基づいて輸出貨物を輸出又は仲介貿易貨物を販売若しくは賃貸することができなくなったことにより受ける損失についてのてん補を希望する場合であって、当該輸出者等からの申請により日本貿易保険が内諾書(貿易保険に係る保険契約締結の内諾について(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00071)第2条第2項に規定するものをいう。)を発行した場合は、当該内諾書に基づき、保険証券に	

の内諾について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00071）第2条第2項に規定するものをいう。）を発行した場合は、当該内諾書に基づき、保険証券に（別添）の輸出契約等の一方的な破棄等に係る特約（以下「本特約」という。）を付して保険契約を締結するものとする。ただし、案件により（別添）の規定とは異なる特約を付すことがある。	（別添）の輸出契約等の一方的な破棄等に係る特約（以下「本特約」という。）を付して保険契約を締結するものとする。ただし、案件により（別添）の規定とは異なる特約を付すことがある。	
（本特約の対象） 第2条 前条に規定する本特約を付した保険契約の締結は、貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（船舶）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書又は貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書に基づく保険契約が締結される場合であり、かつ、次の各号のすべてに該当する場合に限り認められるものとする。 一 輸出契約等の相手方（輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金等の支払人が異なる場合には、双方の者。）が、海外商社名簿について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00074）第1条により日本貿易保険が作成する海外商社名簿上 <u>G S 格、G A 格、G E 格</u>、E E 格又はE A 格に格付けされていること 二 輸出契約等において、次に掲げる事項が規定されていること イ 輸出契約等の相手方による契約解除（輸出者等の責めに帰することができない場合に限る。）の場合は、輸出者等が当該輸出契約等の相手方に対して一定の補償金等の金銭賠償を請求できること ロ 輸出契約等に関連して発生する問題について紛争が生じた場	（本特約の対象） 第2条 前条に規定する本特約を付した保険契約の締結は、貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（船舶）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書又は貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書に基づく保険契約が締結される場合であり、かつ、次の各号のすべてに該当する場合に限り認められるものとする。 一 輸出契約等の相手方（輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金等の支払人が異なる場合には、双方の者。）が、海外商社名簿について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00074）第1条により日本貿易保険が作成する海外商社名簿上 E E 格又はE A 格に格付けされていること 二 輸出契約等において、次に掲げる事項が規定されていること イ 輸出契約等の相手方による契約解除（輸出者等の責めに帰することができない場合に限る。）の場合は、輸出者等が当該輸出契約等の相手方に対して一定の補償金等の金銭賠償を請求できること ロ 輸出契約等に関連して発生する問題について紛争が生じた場	

合は、第三者による仲裁裁定により最終的に解決を図ることができること	合は、第三者による仲裁裁定により最終的に解決を図ることができること	
(事故発生日及び事故確定日) 第4条 本特約<u>第3条第1号及び第2号に定める補事由</u>に係る事故発生日及び事故確定日は、貿易一般保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045）第49条第1項第2号ロの規定を準用する。 <u>2 本特約第3条第3号に定める補事由に係る事故発生日は、輸出契約等で定める船積日とし、事故確定日は、次に掲げるいずれかの日とする。</u> <u>一 本特約第3条第3号イの場合は、輸出者等が輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸を拒絶する旨の通知を輸出契約等の相手方に発した日</u> <u>二 本特約第3条第3号ロの場合は、輸出者等が輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸を拒絶する旨の通知を輸出契約等の相手方に発してから2月を経過した日</u> <u>三 本特約第3条第3号ハの場合は、輸出契約等の相手方が発した、輸出貨物又は仲介貿易貨物の受領を拒絶する旨の通知を輸出者等が受領した日</u> <u>四 本特約第3条第3号ニの場合は、同号に定める事実が発生した日</u>	(事故発生日及び事故確定日) 第4条 本特約に係る事故発生日及び事故確定日は、貿易一般保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045）第49条第1項第2号ロの規定を準用する。	
(手続事項) 第5条 この規程に定めるもののほか、本特約に関する手続的な事項は、日本貿易保険が手続細則として別に定める。なお、約款第26条	(手続事項) 第5条 この規程に定めるもののほか、本特約に関する手続的な事項は、日本貿易保険が手続細則として別に定める。なお、<u>貿易一般保</u>	

第4項に基づき日本貿易保険が必要と認める書類の提出を求めたときは、保険金の支払を請求した者は、遅滞なく、これに応じるものとする。 <u>附 則</u> <u>この改正は、令和4年7月1日から実施する。</u>	<u>險約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001）</u>第26条第4項に基づき日本貿易保険が必要と認める書類の提出を求めたときは、保険金の支払を請求した者は、遅滞なく、これに応じるものとする。	
(別添) 輸出契約等の一方的な破棄等に係る特約	(別添) 輸出契約等の一方的な破棄等に係る特約	
<u>(定義)</u> <u>第1条 本特約における以下の用語の定義は貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）及び次の各号に定めるところによる。</u> 一 「補償金等」とは、補償金、損害賠償金又は違約金その他これらに類する金銭をいう。 二 「事故原因契約」とは、輸出契約等の相手方との契約（日本貿易保険の保険が付保されていないものを含む。）であつて、輸出契約等の相手方の債務（金銭債務に限る。また、輸出契約等に基づき貨物の船積前において決済されるべき金銭債務を除く。第10条第2項を除き、以下同じ。）が定められているものをいう。		
(てん補責任) 第2条 日本貿易保険は、被保険者が、次条第1号若しくは第2号に	(てん補責任) 第1条 <u>株式会社</u>日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、	

<u>掲げる輸出契約等の破棄若しくは解除が生じたこと、又は次条第3号に掲げる輸出契約等の相手方の債務の履行遅滞が生じたこと</u>によって、輸出契約等に基づいて輸出貨物を輸出又は仲介貿易貨物を販売若しくは賃貸（<u>貨物を船積みすることをいう。ただし、船積前に貨物を輸出契約等の相手方に引き渡すべきときは、その引き渡しをすることをいう。以下同じ。</u>）することができなくなったことにより受ける損失をてん補する責めに任ずる。	被保険者が、次条各号の<u>いずれかに該当する事由</u>によって、輸出契約等に基づいて輸出貨物を輸出又は仲介貿易貨物を販売若しくは賃貸することができなくなったことにより受ける損失をてん補する責めに任ずる。	
（てん補事由） 第3条 本特約におけるてん補事由は、次のとおりとする。 一 輸出契約等の相手方（外国の政府、州政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者以外の者である場合に限る。以下<u>本号及び次号において</u>同じ。）が当該輸出契約等を一方的に破棄したこと（被保険者の責めに帰することができない場合に限る。） 二 次に掲げるいずれかの事由により被保険者が当該輸出契約等を解除したこと（被保険者の責めに帰することができない場合に限る。） イ 相手方から輸出契約等で定めた条件につき変更（当該変更に伴う被保険者の改造等に要する支出増加見込額が当該輸出契約等に基づく輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸により被保険者が取得し得べかりし利益相当額を超えると認められるものに限る。）の申込みがあったこと ロ 相手方から輸出契約等で定めた決済期限又は船積期日につき1年以上の期間の繰延べの申込みがあったこと	（てん補事由） 第2条 本特約におけるてん補事由は、次のとおりとする。 一 輸出契約等の相手方（外国の政府、州政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者以外の者である場合に限る。以下同じ。）が当該輸出契約等を一方的に破棄したこと（被保険者の責めに帰することができない場合に限る。） 二 次に掲げるいずれかの事由により被保険者が当該輸出契約等を解除したこと（被保険者の責めに帰することができない場合に限る。） イ 相手方から輸出契約等で定めた条件につき変更（当該変更に伴う被保険者の改造等に要する支出増加見込額が当該輸出契約等に基づく輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸により被保険者が取得し得べかりし利益相当額を超えると認められるものに限る。）の申込みがあったこと ロ 相手方から輸出契約等で定めた決済期限又は船積期日につき1年以上の期間の繰延べの申込みがあったこと	

ハ 輸出契約等に基づき貨物の船積前において決済されるべき金額につき1年以上の支払遅延があったこと ニ その他イからハまでに準ずる事実があったこと <u>三 事故原因契約において輸出契約等の相手方の債務の履行遅滞（被保険者の責めに帰することができないものに限る。以下同じ。）が発生し、輸出契約等で定める船積期日においても当該履行遅滞が継続していたこと。ただし、以下のいずれかの場合に該当するときに限り、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</u> <u>イ 輸出契約等で定める船積期日から2月を経過した後においても事故原因契約における債務の履行遅滞が継続していた場合であって、その後に被保険者が輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸を拒絶する旨の通知を輸出契約等の相手方に発した場合</u> <u>ロ 輸出契約等で定める船積期日の到来後に、被保険者が輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸を拒絶する旨の通知を、輸出契約等の相手方に発してから2月を経過した後においても事故原因契約における債務の履行遅滞が継続していた場合</u> <u>ハ 事故原因契約において債務の履行遅滞が発生した後に、輸出契約等の相手方が発した、輸出貨物又は仲介貿易貨物の受領を拒絶する旨の通知を被保険者が受領した場合</u> <u>ニ その他イからハまでに準ずる事実があった場合</u>	ハ 輸出契約等に基づき貨物の船積前において決済されるべき金額につき1年以上の支払遅延があったこと ニ その他イからハまでに準ずる事実があったこと	
（保険価額等）	（保険価額等）	

第4条 本特約のてん補危険に係る保険価額は、この証券記載の約款第3条第1号のてん補危険に係る保険価額と同額とし、保険金額は、この証券記載の付保率及び保険金額にかかわらず、当該保険価額に__%を乗じて得た額とする。	第3条 本特約のてん補危険に係る保険価額は、この証券記載の<u>貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）</u>第3条第1号のてん補危険に係る保険価額と同額とし、保険金額は、この証券記載の付保率及び保険金額にかかわらず、当該保険価額に__%を乗じて得た額とする。	
(損失額及びてん補責任額) 第5条 本特約のてん補危険に係る損失の額及びてん補責任額の算出にあたっては、約款第5条第1項、第6条及び第7条の規定を準用することとし、約款第7条第2項に係る準用にあたっては同項第1号ロを準用することとする。 2 輸出契約等における契約解除条項等において、被保険者が当該輸出契約等の相手方に対して請求できる補償金等の金額が定額又は定率で規定されている場合であって、当該補償金等に係る規定の適用を受けるてん補事由の発生にあたり、前項の規定に基づき算出した損失額が当該補償金等の金額を超えるときは、当該損失額と補償金等の金額との差額は約款第7条第1項第1号に定める金額に該当するものとして取<u>り</u>扱う。	(損失額及びてん補責任額) 第4条 本特約のてん補危険に係る損失の額及びてん補責任額の算出にあたっては、約款第5条第1項、第6条及び第7条の規定を準用することとし、約款第7条第2項に係る準用にあたっては<u>同条</u>同項第1号ロを準用することとする。 2 輸出契約等における契約解除条項等において、被保険者が当該輸出契約等の相手方に対して請求できる補償金等の金額が定額又は定率で規定されている場合であって、当該補償金等に係る規定の適用を受けるてん補事由の発生にあたり、前項の規定に基づき算出した損失額が当該補償金等の金額を超えるときは、当該損失額と補償金等の金額との差額は約款第7条第1項第1号に定める金額に該当するものとして取扱う。	
(免責) 第6条 <u>約款第11条第1項第1号に定める保険責任の開始日前に事故原因契約において輸出契約等の相手方の債務の履行遅滞が発生していた場合、当該債務の履行遅滞が全て解消されるまでの間は、日本貿易保険は第3条第3号に定める事由によって生じた第2条に定め</u>		

<u>る損失をてん補する責めに任じない。</u>		
(重大な内容変更等) 第7条 次の各号に掲げる変更は、約款第22条第1項に定める重大な内容変更等に該当するものとし、各包括特約書の規定にかかわらず、当該変更について、被保険者は約款第22条第3項の規定に基づき、日本貿易保険に対して承認申請を行い、日本貿易保険の承認を得なければならないものとする。 一 輸出契約等における、輸出契約等の相手方による契約解除（被保険者の責めに帰することができない場合に限る。）の場合には被保険者が当該相手方に対して一定の補償金等の金銭賠償を請求できることが規定されている条項の変更 二 輸出契約等における、輸出契約等に関連して発生する問題について紛争が生じた場合には第三者による仲裁裁定により最終的に解決を図ることができることが規定されている条項の変更 2 前項に規定するもののほか、本特約に係る重大な内容変更等の取扱については、約款第22条、各包括特約書及び貿易一般保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045）の規定を準用する。	(重大な内容変更等) 第5条 次の各号に掲げる変更は、約款第22条第1項に定める重大な内容変更等に該当するものとし、各包括特約書の規定にかかわらず、当該変更について、被保険者は約款第22条第3項の規定に基づき、日本貿易保険に対して承認申請を行い、日本貿易保険の承認を得なければならないものとする。 一 輸出契約等における、輸出契約等の相手方による契約解除（被保険者の責めに帰することができない場合に限る。）の場合には被保険者が当該相手方に対して一定の補償金等の金銭賠償を請求できることが規定されている条項の変更 二 輸出契約等における、輸出契約等に関連して発生する問題について紛争が生じた場合には第三者による仲裁裁定により最終的に解決を図ることができることが規定されている条項の変更 2 前項に規定するもののほか、本特約に係る重大な内容変更等の取扱については、約款第22条、各包括特約書及び貿易一般保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045）の規定を準用する。	
(損失発生の通知義務) 第8条 被保険者は、第2条に定める損失の発生を知ったときは、当該損失の発生を知った日から、原則として<u>45日</u>以内にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。	(損失発生の通知義務) 第6条 被保険者は、第2条各号の事由による損失の発生を知ったときは、当該損失の発生を知った日から、原則として、<u>1月</u>以内にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。	
(損失の防止軽減等の義務)	(損失の防止軽減等の義務)	

第9条 第3条各号の事由の発生後、輸出契約等の相手方に対して輸出契約等における契約解除条項等に基づく補償金等の請求を行うことは、約款第18条第1項に規定する損失の防止軽減等の義務に含まれるものとする。	第7条 第2条各号の事由の発生後、輸出契約等の相手方に対して輸出契約等における契約解除条項等に基づく補償金等の請求を行うことは、約款第18条第1項に規定する損失の防止軽減等の義務に含まれるものとする。	
(保険金の請求) 第10条 本特約に係る保険金の支払の請求にあたっては、約款第26条各項の規定を準用することとし、同条第2項に係る準用にあたっては同項第1号を準用することとする。 2 輸出契約等における契約解除条項等に基づき、被保険者が輸出契約等の相手方に対して補償金等の請求を行うことが可能な場合は、被保険者は遅滞なく当該請求に係る手続を行うこととし、保険金請求人は、当該補償金等の支払に係る輸出契約等の相手方による債務不履行の発生が確認された後に本特約に係る保険金の支払の請求を行うものとする。ただし、日本貿易保険が認める場合はこの限りではない。	(保険金の請求) 第8条 本特約に係る保険金の支払の請求にあたっては、約款第26条各項の規定を準用することとし、同条第2項に係る準用にあたっては同条同項第1号を準用することとする。 2 輸出契約等における契約解除条項等に基づき、被保険者が輸出契約等の相手方に対して補償金等の請求を行うことが可能な場合は、被保険者は遅滞なく当該請求に係る手続を行うこととし、保険金請求人は、当該補償金等の支払に係る輸出契約等の相手方による債務不履行の発生が確認された後に本特約に係る保険金の支払の請求を行うものとする。ただし、日本貿易保険が認める場合はこの限りではない。	
(準用) 第11条 前条までに定めるもののほか、本特約については、約款第2条第9号、第11条、第27条第1項、第31条、第32条及び第40条において、約款第3条第1号のてん補危険に係る規定を準用する。	(準用) 第9条 前条までに定めるもののほか、本特約については、約款第2条第9号、第11条、第27条第1項、第31条、第32条及び第40条において、約款第3条第1号のてん補危険に係る規定を準用する。	